

事業計画書

【注意事項】

1部あたり50ページ程度を限度に作成してください。

1 運営ビジョン

(1) 地域における地域ケアプラザの役割について

地域包括ケアシステムの推進や高齢者、子ども、障害者支援の視点を含めて地域ケアプラザの指定管理者として行うべき取組を具体的に記載してください。

[取組方針]

「困難な状況にあっても、すべての人が尊厳を持って暮らせる社会を築くために、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるまちづくりを地域と共に進めます。」

【具体的な取組】

《地域包括ケアシステムの推進と地域共生社会の展開》

・芹が谷地域ケアプラザは地域、行政、社協、事業所、病院等から相談や依頼があったときに、「断らない」、「一緒に考える」をモットーに、包括的に相談を受けてきました。これからも高齢者だけでなく、子供から大人、障がい者、様々な属性のあらゆるニーズに対応し、課題解決に向けて必要な機関に繋げるなどの対応を行っていきます。

・これまで永谷地区地域支えあいネットワークや福祉施設連絡会を、地区社会福祉協議会と連携して開催し、学校、福祉施設、商店等に声を掛けて話し合いを行ってきました。特に福祉施設が地域の一時休息所の設置として取り組んだ『まちの給水所』に関しては、地区社会福祉協議会と福祉施設、地域住民の繋がりができました。今後は小学生・中学生が地域とつながり、多世代で活動ができるように進めていきます。

・「芹が谷地域ケアプラザ祭り」は、コロナ禍を経て令和5年および令和6年に、地域住民、NPO、やまゆり園、神奈川県立精神医療センターなどの協力を得て開催しています。祭りには、地域の子どもたちや住民に加え、近隣の高齢者施設の認知症の方も参加し、コロナ禍という困難な時期を経て、地域社会における「つながり」の重要性を再認識する貴重な機会となりました。今後も、芹が谷地域ケアプラザ祭りなどの事業を継続し、高齢者に限らず、さまざまな属性の方々や機関が交流できる場を提供していきます。

・当ケアプラザをこれまで以上に身近な施設として活用いただけるよう、広報誌、ホームページ、SNS、区広報等を活用し、周知を続けてまいります。特に広報誌は、地域包括ケアシステム推進についての情報や会議の進行状況を記し、地区の回覧版や地域の商店への配布活動を継続して行い、必要な方に必要な情報をお届けします。

・ケアプラザ運営協議会で委員から意見を広聴し、その意見を施設運営やケアプラザの取り組みに活かしていきます。

《高齢者支援の取組》

・高齢者を中心に単身世帯の急増と身寄りのない認知症の方のさらなる増加が見込まれます。これ

により、孤立や生活支援の困難さが深刻化し、必要なサポートが届きにくくなるリスクが高まっています。権利侵害を防ぐために、伴走的意思決定支援を行いながら、地域、福祉サービス、医療機関、法律相談などのさまざまな資源を調整し、横断的にコーディネートしていきます。

- ・ 所長、包括職員、生活支援コーディネーター、地域活動交流コーディネーター・サブコーディネーター、ケアマネジャーを含むケアプラザ全職員は、地域の各種定例会への参加やアウトリーチ活動を通じて得た情報と行政との支援チーム会議やカンファレンスで得た情報を基に、地域ケア会議の開催や他の事業展開に活かしていきます。

- ・ 地域ケア会議では引き続き、認知症の方の見守りやケアプラザが戸塚区境にある立地上の地域特性から戸塚区のケアプラザとの共催など、地域包括ケアの推進に向けてさまざまな関係機関との連携を強化し、地域の高齢者が安心して生活できる環境を整備するための取り組みを進めていきます。

- ・ 地域包括ケアシステムの柱となる、健康寿命の延伸に向けて『介護予防』、『健康づくり』、『社会参加』、『生活支援』を推進します。

[子ども、子育て支援の取組]

- ・ 開所当時から未就学児対象『遊び場 たんぽぽ』を自主事業として開催しています。発育や遊びを通じた育児等について適宜アドバイスを行い、『保護者が気軽に相談できる場』として引き続き取り組んでいきます。

- ・ 地域の子育て支援活動団体「芹が谷コミュニティてとと」をはじめ、ボランティア団体と連携し、利用者の紹介や共催事業を通じて、地域で安心して子育てができるよう支援してきました。また、小・中学校の学校運営協議会や懇話会に参加し、福祉教育や社会科見学などの連携を行ってきました。さらに、担当スクールカウンセラーと連携し、学校に通うことができない子どもたちの面談場所として、芹が谷地域ケアプラザを提供しています。今後は、新たな取り組みとして、次世代の担い手づくりを目的に、子どもたちが地域のイベントにおいて企画から出店まで参加できるよう、地域、学校、他のケアプラザと連携し実現に向けて検討していきます。

- ・ ケアプラザで活動している子ども食堂「スナッぷえんどう」が活動を続けられるように後方支援をしていきます。

<障がい者支援の取組>

- ・ これまで、障がい者の方々が地域参加できる場として、作業所製造・栽培のパンや野菜の販売、自主製品の販売促進を実施してきました。今後もケアプラザでの定期販売回数増加に向けての検討やケアプラザ祭り等に引き続き出店を依頼していきます。障がい者の方々が、地域との交流は楽しくやりがいを感じていただけるように話し合いながら取り組んでいきます。

- ・ ケアプラザ圏域に所在する芹が谷やまゆり園や神奈川県立精神医療センター等と連携し、障がい者の権利擁護に関する講座の開催や、障がい者の防災・避難に関する話し合いを行っていきます。

(2) 担当地域の特色、課題及び将来像並びにそれに係る取組について

地域住民や関係者と連携・協働して、情報収集及びデータ分析等により、地域の特色や魅力、課題を把握できる具体的な計画を記載してください。

上記により把握した課題を地域において解決するため、また魅力をより発揮するための関係団体等との連携方法を具体的に記載してください。

【計画】

・永谷地区の計画である「なが〜く住みたい永谷」と芹が谷地区の計画である「はなみち・さかみち・えがおのみち、せりがやひまわりプラン」を円滑に進められるよう、日ごろから住民との話合いや、住民の声をつぶさに拾い、活動の支援を行っていきます。

・両地区における地域支えあいネットワークの運営支援、自治会町内会や地区社会福祉協議会の定例会に毎月参加し、地域の委嘱委員の活動状況の把握や区役所、区社協の担当者との情報交換と意見交換を行っていきます。

・地域包括支援センターの相談傾向の分析と地域の子育てサロンや体操教室等へのアウトリーチで得た情報を基に、区の支援チーム会議や包括カンファレンスで共有し、地域内での福祉ニーズや課題を洗い出します。

・福祉施設連絡会や関係機関と事業を共催・協力し、それを通じて地域住民や関係者と共に困りごとや悩みを考え、またデータ分析やアンケートを活用し、地域の課題や魅力、強みを発見します。

【担当地域の特色・魅力】

担当の永谷地区・芹が谷地区は、約50年前から開発が進み、比較的戸建てが多く山坂の多い町並みです。同時期に転居されてきた方も多いため地域全体で高齢化が進んでいます。当ケアプラザ圏域の人口は約16,573人で5年前と比較すると約130人の減少となっています。世帯数は7,901と横ばいですが、15歳以下が約1,747人(5年前より147人増)、65歳以上が約5,442人(5年前より42人増)で高齢化率は約33%と区内でも高くなっています。

ケアプラザ圏域の住民は、開発時から共に生活してきた方々が多いため、地域愛が深く、隣人に対しても温かい心で接し、住民同士のつながりが強いです。地域の役員経験者などは日常的に地域の見守り活動を行い、気になる人には声をかけて支援しています。地域で解決できることは役員や民生委員が中心となり対応し、地域で解決が難しい場合にはケアプラザに連絡があり、住民のために協力して活動しています。有事だけでなく、日常的に住民同士がつながりを持てるよう意識的に活動しているおかげで、地域主催のお茶会や体操教室、子育てサロン、お祭りなどが活発に行われています。その中で、多世代と一緒に参加するイベントを企画しようという動きが高まっています。

【担当地域の将来像】

(1)お互いを見守り、支え合い、助け合うことができるまち

(2)誰もが安心して住んで良かったと長く暮らせるまち

(3)多世代間の縦の繋がり、地域同士の横の繋がり、学校、福祉施設、商店などとの新しい繋がりづくりができるまち

【担当地域の課題】

・高齢者を中心に単身世帯の急増が見込まれ、身寄りのない方や認知症の方が今後も増加します。

・高齢者だけでなく、地域で繋がり薄い子育て世代や、8050世帯、生活困窮等、様々な理由で孤立してしまい、自分から「助けてほしい」と言えない方たちが見られています。

・約200戸の戸建てができ、若い世代が流入している地域がありますが、自治会や町内会が構成されていなく、地域内で顔の見えない関係や行政等の情報が行き届いていないという声が挙がっています。今後、地域の中での子どものつながりや災害時等における困りごとが増えていくと考えられます。

・共働き世帯の増加により、地域活動への参加が難しくなり、子どもを育てている親世代と地域とのつながりが希薄化していると感じています。そのため、困りごとが生じた際に、地域内で孤立が進む可能性があります。

【連携方法】

・地域の各定例会や地域イベントに参加し、協力できる活動を行います。また、ケアプラザの事業にも協力をお願いし、互いに顔の見える関係を深めていきます。

・地域とのつながりが薄い障がい者や認知症の方、また「助けて」と言えない人々や孤立している人々を支え合い、支えられる地域づくりを進めるため、福祉施設連絡会で地域の情報を共有します。

・いままで関係機関からの依頼を「断らない」「一緒に考える」ことで関係機関と良好な関係を築いてきました。今後もケアプラザ圏域にある福祉施設や神奈川県立精神医療センター、学校、幼稚園等とイベントや講座の共催、広報の支援等を行い、関係性を深めていきます。

(3) 担当地域における関係団体等との連携について

地域、行政、区社会福祉協議会、関係機関及びその他様々な団体に加え、他の地域ケアプラザとの連携について、具体的に記載してください。

・永谷地区を共に担当している東永谷地域ケアプラザ、下永谷地域ケアプラザ、区社協、区役所とは、毎月支援チーム会議を通じて、地域状況の情報共有を行い、会議以外でも連携し、それぞれの強みを活かした支援を行います。

・東永谷地域ケアプラザ、下永谷地域ケアプラザとは、同じ地区を担当している強みを活かし、認知症サポーター養成講座や体操教室等を共催します。

・ケアプラザ圏域にある芹が谷やまゆり園や神奈川県立精神医療センターと障がい者の権利擁護、認知症サポーター養成講座等で地域に向けて啓発活動を行います。

・区外の平戸地域ケアプラザと民生委員同士の情報共有会や地域ケア会議を開催し、見守りや災害対策のネットワーク作りを構築します。

(4) 合築施設との連携について（該当施設：東永谷地域ケアプラザ、野庭地域ケアプラザ）

同一敷地内に合築している市民利用施設との連携方法について、具体的に記載してください。

<記載場所>

2 団体の状況

(1) 団体の理念、基本方針及び事業実績等について

団体の理念や基本方針、事業実績等について、記載してください。

【法人理念】

- ・ 当法人の理念である「医療と介護で安らぎのある町を目指します」のもと、少子高齢化が益々進展していく社会情勢を踏まえ、法人の施設がある泉区、戸塚区、港南区あるいは横浜市という地域社会において、法人が持っている医療と介護の力で、地域社会に住む人々が安心して暮らすことができる地域共生社会の実現を目指していきます。

【基本方針（ビジョン）】

- 1 親善福祉協会のブランドを創造し、利用者が満足する高品質のサービスを提供します
- 2 親善福祉協会の病院と介護施設・事業所の連携の仕組みをつくり、また、他法人との連携も視野に入れた地域包括ケアシステムを構築します
- 3 社会のニーズに適切に応えるために、現在の経営資源を最大限に活用し、併せて将来への効果的な投資を行います
- 4 高い専門性とマネジメント能力を持ち、利用者から信頼される人材を育成します
- 5 事業の継続と発展を目指して経営基盤を強化します

【事業実績】

現在、総合病院、クリニックと横浜市芹が谷地域ケアプラザを含む5つの介護保険施設・事業所を運営しています。

①国際親善総合病院（泉区西が岡1-28-1）

急性期病棟、地域包括ケア病棟、緩和ケア病棟

・国際親善総合病院は、二次救急医療機関として地域から求められる『救急医療』『急性期入院機能』『周産期医療』『がん医療』などに取組んでおり、利用者は泉区・旭区・戸塚区・瀬谷区の住民が大半を占めており、泉区の中核的な病院としての役割を果たしています。

- ・日本医療機能評価機構認定（GB76-5号 一般病院2）
- ・外国人患者受入れ医療機関認証（JMIP）取得
- ・「地域貢献」：
 - ・地域住民向け講演会実施（年2回）
 - ・夏休み子ども医療体験を実施

②しんぜんクリニック（泉区弥生台16-1）

診療所、外来・通所リハビリテーション、病児保育室

③特別養護老人ホーム 恒春ノ郷（泉区西が岡1-30-1）

介護老人福祉施設（入所）、短期入所生活介護（ショートステイ）、通所介護（デイサービス）

- ・「地域貢献」：
 - ・泉サポートプロジェクトに参加し、高齢者の外出支援サービスを実施。
 - ・小中学生のサマースクールの受け入れ。

④特別養護老人ホーム 恒春の丘（戸塚区舞岡3048-5）

介護老人福祉施設（入所）、短期入所生活介護（ショートステイ）

- ・「地域貢献」：
 - ・舞岡福祉施設4施設連絡会を発足し、他法人と共同で地域貢献を考えていく協議体を創設。
 - ・地域清掃活動の実施。
 - ・令和5年度神奈川県「かながわベスト介護セレクト20」を受賞

⑤介護老人保健施設 リハパーク舞岡（戸塚区舞岡3048-4）

入所療養介護、短期入所療養介護、介護予防短期入所療養介護、
通所リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション、訪問リハビリテーション

・「地域貢献」:

- ・舞岡福祉施設4施設連絡会を発足し、他法人と共同で地域貢献を考えていく協議体を創設。
- ・舞岡地区センターにて認知症予防講座の実施。
- ・舞岡自治会の体操教室への講師派遣。

⑥しんぜん訪問センター（泉区西が岡1-29-1）

居宅介護支援事業、訪問介護事業、訪問看護事業

- ・「地域貢献」: ・踊場地域ケアプラザ主催の健康フェスタで「認知症予防」「感染症予防」のブースを担当
- ・地域ケア会議に介護支援専門員、看護師が参加。

(2) 財務状況について

予算の執行状況、法人税等の滞納の有無及び財政状況の健全性等、安定した経営ができる基盤等について記載してください。

- ・ 令和5年度の予算の執行状況については下記の法人単位資金収支計算書のとおりです。

法人単位資金収支計算書

令和5年度

(単位: 百万円)

科目		予算	決算
事業活動による収支	事業活動収入計	12,829	12,777
	事業活動支出計	11,677	11,857
	事業活動資金収支差額	1,152	919
施設整備等による収支	施設整備等収入計	2	10
	施設整備等支出計	621	554
	施設整備等資金収支差額	△619	△543
その他の活動による収支	その他の活動収入計	50	65
	その他の活動支出計	430	1,406
	その他の活動資金収支差額	△380	△1,341
当期資金収支差額合計		153	△965

・ 令和5年度は事業活動による収支は919百万円の黒字であったが、しんぜん訪問センター事務所の建設による固定資産取得支出が144百万円あったこともあり、施設整備等による収支は△543百万円、その他の活動による収支も銀行借入1,000百万円の返済や投資有価証券の取得267百万の計上があったため△1,341百万円となった。そのため、当期資金収支差額合計は△965百万円であった。事業活動による収支は黒字であり、当期末支払資金残高は6,513百万円であり資金繰りについても問題ありません。

【法人税等の滞納の有無】

- ・ 滞納はありません。

【財政状況の健全性】

・貸借対照表（令和6年3月31日現在）から財務指標を算出すると、流動比率（1年以内に現金化できる資産が1年以内に返済すべき負債をどれだけ上回っているかを表す指標で200%以上が望ましい）は476.3%、純資産比率（総資産に占める法人の純資産の割合を見る指標で50%以上が望ましい）は85.8%、固定長期適合率（固定資産への投資が自己資本や長期的な借入れによって賄われているかを見る指標で100%未満が望ましい）は74.1%となり、いずれの財務指標をみても安定した経営基盤といえる財務状況であると考えます。

法人単位貸借対照表

令和6年3月31日現在

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	7,678	流動負債	1,612
固定資産	17,328	固定負債	1,944
		純資産	21,450
資産計	25,006	負債及び純資産計	25,006

3 職員配置及び育成

(1) 地域ケアプラザ所長及び職員の確保、配置について

地域ケアプラザを運営していく上で、地域ケアプラザ所長（予定者）及び職員の人員配置並びに勤務体制、必要な有資格者・経験者の確保策について、その考え方を記載してください。

【所長予定者】

・所長予定者は、福祉系資格である社会福祉士と精神保健福祉士を取得し、芹が谷地域ケアプラザ地域包括支援センターで9年経験しており、地域のことを熟知し、相談援助業務において経験が豊富です。現在、芹が谷地域ケアプラザの所長として1年の以上の経験がある職員を配置します。芹が谷地域ケアプラザでの経験が長いので、職員への理解、指導力を初め、ケアプラザの経営を十分に担えるものと考えています。

【職員の人員配置・勤務体制】

・横浜市地域ケアプラザ事業実施要綱に記してある人員配置を遵守します。退職希望が出た場合は、欠員防止のため当法人内での異動や、必要に応じて新規採用を行います。

・「身近な相談窓口」として、日勤（9：00～18：00）の他にも、早番（8：30～17：30）や遅番（12：00～21：00）の3種類の勤務体制を整え、所定の開館時間内にいつでも常勤職員が相談を受けることが可能な体制としています。

【必要な有資格者・経験者の確保策】

・当法人は、病院、介護老人福祉施設や介護老人保健施設、訪問センターを有し、社会福祉士、介護支援専門員などの有資格者の人材を抱えています。今後も法人内で、必要な人員を確保していきます。

・新たな資格取得についても、次年度より奨励金を支給するなど職員の資格取得を支援する制度を整えました。本制度は、採用時のアピールポイントとして、優秀な人材確保に努めていきます。

また経験を積んだ職員たちも、自身のレベルアップにつながるため、資格取得を目指すように継続して指導します。

・中途採用は積極的に行っており、過去の業務経験年数に応じて、処遇を法人に相談する等、経験者の採用確保に努めています。

(2) 育成・研修について

地域ケアプラザの機能を発揮するための人材育成及び研修計画について、記載してください。

【人材育成・研修計画】

・人材育成面においては、法人が求める人材像『高い専門性とマネジメント能力を持ち、利用者から信頼される人材を育成します』を基本にしたキャリアアップ体制を構築しています。

・年度初めに個人ごとの研修計画を作成し、今年度の目標に沿った研修計画を期首の面談時に一緒に検討します。下期の面談にて、進捗状況の確認と必要時は予定研修の見直し・修正を行います。

・具体的には、職員としての社会力や組織力を学ぶ階層別研修と、専門知識や技量を高める職種ごとの専門研修の二層構造で実施します。

・新採用職員研修では、法人の歴史や理念、職員としての心構えなどの基本研修を実施します。新任の専門職が働きやすい環境整備を進めるために、メンター制度を活用するとともに、知識、相談援助技術を学びやすい環境としてのOJTを推進します。

・中堅職員研修は、接遇、苦情・要望への対応力向上の研修を実施します。

・主任・副主任のための研修は、マネジメント能力向上の研修を実施します。

・ケアプラザ職員としての資質の向上のため、専門職ごとに計画される横浜市や区役所主催の研修には必ず参加し個々のレベルアップを図ります。利用者からの相談時に、さまざまな提案や情報を提供し、本人への選択肢が1つでも2つでも多く伝えられるように取り組みます。また、個人情報漏えい防止、人権擁護、感染症発生時の対応方法、様々な事故防止や事故対応、接遇について定期的に研修を実施します。

・施設横断的な職種ごとの専門部会において、各施設間の経験交流や知識・技量の向上に取り組んでおります。

4 施設の管理運営

(1) 施設及び設備の維持保全、管理及び小破修繕の取組について

施設及び設備の安全確保及び長寿命化の観点から、維持保全（施設・設備の点検等）計画及び修繕計画について、具体的に記載してください。

(1) 施設及び設備の維持保全、管理及び小破修繕の取組について

・施設、設備の点検は毎月第4月曜日の休館日を「法定点検日」とし、専門業者と相談しながら、毎年維持保全計画書を作成しています。計画通りに実施し、現状の報告と修繕や部品交換の可否が必要な箇所があるかどうかを毎回聞き、報告書で内容を確認し、今後の計画に活かしています。

・具体的な計画としては、清掃業務は専門業者と契約して、定期清掃と日常清掃を行い清潔保持に努めています。

・除草業務は、随時、職員が伐採しますが、1年に1度は植栽の伐採し、景観を維持するために実

施しています。

- ・駐車場管理業務は、1日2回施設の早番・遅番の見廻り点検時に確認しています。
- ・環境衛生業務は、健康を阻む因子を取り除くために、日々のゴミ捨てや清潔保持のためにペーパータオルを導入するなど、随時、保健師と相談しながら、周囲の環境の保全や改善をはかっています。
- ・利用者が快適・安全に利用するために日々点検を実施し、ケアプラザ利用者の気づきを聞くことも大切と考えています。汚れや傷みに気づいた時点で、直ちに修繕を実施してきました。毎年12条点検でも細かい修繕箇所はありましたが、大修繕箇所は発生しておらず、開所から12年が経過しましたが、維持保全、管理はできています。
- ・現在は、修繕が必要な箇所はありませんが、第4期となる次期5年間は、経年劣化に基づいた調査を各専門業者に依頼し、将来的な修繕・改修を計画的に行うための中・長期修繕計画を策定します。

(2) 事件事故の防止体制及び緊急時の対応について

事件事故の防止体制、事件事故発生時における緊急の対応について、具体的に記載してください。
※急病時の対応など。

【事件事故防止策・対応への取組】

- ・既存の事件事故防止・発生時の対応マニュアルを、毎年確認整備します。
- ・各事業が終了後に、設備や備品の随時点検と、半年に1度の定期点検を行い、必要に応じて修繕をいたします。
- ・毎年、ケアプラザ職員への「事故防止・対応」についての研修を開催し、福祉施設で実際に発生する事故の事例を基に、講師と共に話し合いながら知識の向上に努め、防止や発生時の円滑な対応に努めます。
- ・事故発生時は、事務所内の連絡網に基づき、所長を中心に迅速に港南区に連絡するとともに、必要な対応を直ちに実施します。対応後は、職員会議を開催し、職員全員で再発の防止および危機意識の向上に取り組みます。
- ・ヒヤリハットについては、発生したらタイムリーに毎朝の職員朝礼時において全職員に伝達し、事故の未然の防止および危機意識の向上に取り組みます。

【急病時の対応】

『意識消失などの救急車搬送時の対応』

- ・急病人発生時のマニュアルに基づいて発見者が状況を所長、保健師に連絡し、家族連絡と同時に、救急車へ電話をする者などに分担し迅速に対応します。
- ・家族が遠方で救急車に乗車不可の場合は、救急車に同乗し、家族と連絡をとりながら、救急隊員に家族からの指示を代わりに伝達します。家族が病院に到着次第、引継ぎを行います。
- ・設置しているAED装置を、救急隊員が駆けつけるまでの間、職員全員が対応できるように、港南消防署芹が谷出張所と連携し、毎年繰り返し使い方の訓練を行います。

『嘔吐などの感染症発症時の対応』

- ・冬に流行発症するノロウイルス等の嘔吐時対応策は、毎年、感染症対応研修を開催し、発生時に

スムーズに動けるように準備しています。1階、2階には嘔吐対応キットを準備しており、部屋やポスターで利用者に周知を行っています。

(3) 災害等に対する取組について

ア 福祉避難所の運営について

地域ケアプラザは、区防災計画に基づき福祉避難所として開設及び運営を行うことが規定されていますが、発災時に備えた事前準備や福祉避難所の運営方法（職員の参集方法や日ごろの訓練等）について、具体的に記載してください。

【福祉避難所の運営について】

- ・福祉避難所開設・運営マニュアルとBCPに沿って、発災時に備え、備蓄物資の管理や使用状態の確認を行います。
- ・近隣の福祉施設と発災時の対応方法や受け入れ態勢等を共有し、地域の防災強化に努めます。
- ・発災時に避難してくる住民に対しての対応を職員と検討します。
- ・行政などとの連絡手段として、災害時優先電話やFAX通信、インターネットによる電子メールを活用し、不通の場合でも対応できるよう、年1回以上、トランシーバーによる送受信訓練を実施します。
- ・発災時の職員参集を横浜市内で震度5強以上と定め、公共交通機関や自家用車以外での参集方法について、個別の確認を実施し、運営職員の確保を進めていきます。
- ・年に一回、貸館団体に対して避難経路の確認を行っていきます。

イ 災害等に備えるための取組について

震災や風水害等といった災害や、感染症の発生・まん延に備えるための取組について、具体的に記載してください。

- ・港南区の浸水（内水・洪水）ハザードマップなどを基にした、BCPに沿って、芹が谷地区における被災リスクである、芹川などの河川を有し、勾配が強く、低い土地に集中しやすいことの把握や、被災時の対応、地域ケアプラザの役割について、全職員を対象とした研修を実施します。
- ・地域ケアプラザに隣接する場所が土砂災害警戒区域となっており、横浜市防災情報Eメールやレインアイよこはま等の手段を用いて、最新の情報を集めていきます。災害が起きる前に安全な場所へと避難できるように、ケアプラザを利用する団体などとの情報共有をすすめていきます。
- ・居宅介護支援事業所のBCPの中で要援護者リストを電子データと紙ベースで作成し、居宅カンファレンスでケアマネジャー全員が情報を把握します。また、リストの保管場所については全職員で共有します。

(4) 公正・中立性の確保について

公の施設として、市民、団体及び介護保険サービス事業者等に対して、公正・中立な対応を図るための取組について記載してください。

- ・ケアプラザを利用される市民・団体の方に対して公正・中立を維持するために、貸館事業の抽選方法や、自主事業の申し込み方法を予約順抽選の形にすることで、差の出にくくなる様に工夫を

すすめていきます。

- ・介護保険サービス事業者の情報を収集し、利用者に対して自立支援の立場からニーズに合わせた事業所を紹介するとともに、利用者が選択することができるよう支援を行います。
- ・自法人など特定の事業所にサービスが集中しないよう定期的に事業所の利用割合を確認し、公正・中立な対応をしていきます。
- ・ケアプラザから離れた場所など来所することが難しい方に対して、当法人施設や近隣の地区センター、町内会館を利用した出前講座や出張相談会を実施していきます。
- ・区の生活支援課と連携したオンライン相談の受け入れを行っていきます。

(5) 利用者のニーズ・要望・苦情への対応

利用者の意見、要望及び苦情等の受付方法並びにこれらに対する改善方法について、具体的に記載してください。

【利用者の意見、要望及び苦情の受付方法】

- ・開所当時から一貫して、ケアプラザ職員が来所者に対する挨拶を徹底し、利用者との顔見知りの関係を築いてきました。利用者との話しの中から、意見や要望、苦情などを伺うことができています。
- ・今後も、1階情報ラウンジに、「要望・苦情処理対応のながれ」や「苦情対応責任者の氏名」を掲示し、ケアプラザの対応方法を継続周知します。
- ・利用者が要望や苦情を出しやすい取組みとして、受付に意見箱を設置し、直接投函していただきます。
- ・毎年、各事業の利用者を対象としたアンケートを実施し、職員の接遇や施設管理についてのニーズの把握に努め、その内容を業務改善に活かしていきます。
- ・アンケートのまとめや、改善策を記した一覧表を作成し情報ラウンジに掲示します。

【改善方法】

- ・要望・苦情対応責任者（所長）は要望や苦情があった際には職員会議を招集し、要望や苦情を職員全員で共有し、迅速に解決策を検討し進めていきます。
- ・要望や苦情について、その対応や解決策をケアプラザ内の情報ラウンジに掲示し、ケアプラザとしての動きの「見える化」を行います。
- ・1ヶ月後、再び職員会議を開催し、改善策に対する効果を検証します。

(6) 個人情報保護・情報公開、人権尊重について

個人情報保護及び情報公開の取組、人権尊重など横浜市の施策を踏まえた取組について、具体的に記載してください。

【個人情報の保護】

- ・個人情報保護については、横浜市個人情報保護条例に基づき、個人情報の利用・取得時の注意点として本人への利用目的の明示や、適正・安全管理、第三者提供においては本人の同意を得るなどの基本視点を入れた、法人作成「個人情報保護マニュアル」に沿った対応を行っています。

・毎年開催する「個人情報漏えい防止」についての研修時に、マニュアルを職員で読みながら再確認を行い、チェックシートでの振り返りや、横浜市長への研修実施報告書、誓約書を作成し提出いたします。

・郵送物や FAX のダブルチェックを行い誤郵送、誤送信を防止します。また、FAX で送信する際には、名前や住所など個人を特定できる内容へのマスキングを徹底して行います。

・主な事業所の FAX 宛先を事前に登録し、FAX 番号や事業所名の確認を必ず 2 人で行います。

【情報公開の取組】

・情報の公開については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例に基づいた「情報公開規定」マニュアルに沿って行います。

・規定に基づいた情報公開への取組として、事業報告や決算報告書については受付にファイルを置き、常時閲覧可能にするとともに、法人の作成するホームページで公開します。その他、「かながわ福祉サービス振興会」「港南区役所」「介護サービス情報公表制度」等で事業所に関する情報を公開します。

【人権尊重への取組】

・人権尊重の取組として、職員全員が日頃より人権について考え、人権尊重の意識をもって施設運営をしていくために、横浜市人権施策基本指針をもとにした施設内人権研修を年 1 回実施します。また、外部研修にも参加し、伝達研修を行い職員一人一人の意識向上に努めます。

・行政、病院や施設と連携して、高齢者や子ども、障害児・者、難病患者や外国人など様々な人権課題を解決し、人間性豊かな多様性を認め合う地域社会を実現するための啓発活動を地域向けに行います。

・高齢者や障害者で判断力が不十分になった方のための、成年後見制度の普及を港南区と共に取組み、地域の理解を深めるために地域への講座を開催します。

(7) 環境への配慮、市内中小企業優先発注など、本市の重要施策を踏まえた取組

横浜市地球温暖化対策実行計画、ヨコハマプラ 5. 3（ごみ）計画、市内中小企業振興条例の趣旨及び男女共同参画推進等に対する考え方について記載してください。

【環境への配慮】

・横浜市が推進する『ヨコハマ 3R 夢プラン』に則り、ゴミの分別や貸館利用者のゴミ持ち帰りの徹底、両面コピー・コピー用紙の裏面再利用を徹底します。

・区社協との取組で、自宅にある保存が効く食料品を必要な家庭に届ける『フードドライブ活動』の周知活動を実践しています。今後も、利用者からの寄付は区社協に届け、必要な方々に届くように継続して行います。

・ゴミの減量化・再使用・再生利用に取り組み、環境に配慮した資源の有効活用に努めます。地球温暖化防止のため、館内の空調設定温度について夏は 28℃、冬は 20℃とし、クールビズ、ウォームビズをポスター掲示等で推進します。但し、利用者の状況により柔軟に対応します。

・横浜市の脱炭素化宣言に参加しています。

【市内中小企業優先発注の取組】

・横浜市中小企業振興基本条例に基づき、工事等の発注、物品調達や修繕などで業者を選定する際

には市内中小企業のリストを参照し、近隣を中心に相見積もりを取り、横浜市内中小企業優先発注を行い、横浜市内の経済活性化に取り組めます。

【男女共同参画推進への取組】

- ・横浜市男女共同参画推進条例に基づき、全てのケアプラザ職員が性別にかかわらず、それぞれの個性と能力を十分に発揮できるように対応いたします。
- ・育児休暇や介護休暇の利用しやすい職場環境を推進していきます。
- ・女性や子どもに対する暴力やセクシャルハラスメントの相談を受けた場合、男女共同参画センター「心とからだ生き方の電話相談」に繋ぎ、連携しながら支援を行います。

5 事業

(1) 全事業共通

ア 施設の利用促進について

施設の稼働率向上のための対策や効率的な施設貸出の方法、利用者のために有益な情報提供を行う方法について、その効果も含め具体的に記載してください。

- ・稼働率向上の対策として、共有スペースに部屋の空き状況を誰でも確認できるよう一覧表を掲示することで、「空き部屋が分かりやすく、日程が取りやすくなった」との声をいただいています。また、調理室は平日の稼働率が低いため、利用団体に活動回数増の提案や、活動終了後のお茶のみ場として利用を促進する声掛けを行い、稼働率の向上を目指します。
- ・新規登録団体に対して比較的稼働の少ない日を提案し、今後の活動がしやすく、効率的に施設を利用していただけるように提案します。
- ・原則毎月1日を貸館利用申し込み抽選日とし、公正、公平な利用ができるように継続します。また、抽選日を統一することで、団体同士が互いに知りあい、譲り合ってご利用いただける関係構築を今後も目指すほか、他団体の活動を知って、活動に参加するなどの交流が持っています。
- ・これからも利用者への日ごろの声掛けから興味を持っている活動を伺い、他の事業活動案内をチラシ等用いながら伝えて、ケアプラザを利用する回数が増えるように促進します。
- ・毎月広報誌、ホームページ、Xを活用し、事業予定を公開します。また、民生委員や地域にあるクリニック等を通じて、直接手渡しできる環境を今後も引き続き整えていきます。必要としている人に必要な情報を届けられるように工夫します。

イ 総合相談について（高齢者・子ども・障害者分野等の相談への対応）

高齢者・子ども・障害者等幅広い分野の相談への対応についての考え方、他機関との連携方法等について記載してください。

- ・地域包括支援センター職員が不在時でも、ケアプラザ職員全員が介護保険申請等を受けられるよう、職員一人ひとりにその重要性和役割についての意識付けを行っていきます。
- ・芹が谷地域ケアプラザは高齢者だけでなく様々な属性の方の相談を受け、対応してきました。今後も職員一人ひとりが柔軟で適切な支援を提供できる力を維持し、さらに強化していきます。
- ・当ケアプラザを利用している団体や、地域で行っている体操教室や食事会、会合、永谷地区センター祭り等に今までと同様に定期的に伺い、参加することでケアプラザが高齢者、子ども、障

がい分野の相談を受けられることの周知を行います。『困ったときにはケアプラザに相談する』ということをもさらに広めていきます。

- ・当ケアプラザ広報誌とホームページ、地域の掲示板や回覧板を通じて高齢者・子ども・障がい者分野等の相談窓口であることを必要な方に情報提供していきます。

- ・小・中学校、障がい者の施設（通所・入所施設）と連携し、福祉教育や各種講座を共催し案内文や広報誌等を配布することで情報提供を行います。本人・保護者との顔の見える関係を作り、相談窓口であることを伝えていきます。

ウ 各事業の連携及び関連施設（地区センター等）との連携について

地域ケアプラザの役割を果たすための、各事業担当間や関連施設との情報共有、円滑かつ効率的な管理運営に対する考え方を記載してください。

- ・各事業担当者同士、地域や行政からの情報共有は、6職種（所長、包括専門職3名とコーディネーター2名）が同じ対応ができるようお互いに口頭やメモで報告し合い、必要時は、朝のミーティングや所内回覧にて共有します。

- ・相談内容は、「相談票」に記載しファイリングし、全員が共有を行います。また、毎月の職員会議、6職種会議では、議題についてお互い意見交換を行い、円滑に情報共有し同じ方向性に進むことを確認しています。

- ・当ケアプラザ近隣には、永谷地区センター・上永谷コミュニティハウスがあります。これまでも、介護保険の勉強会や、認知症サポーター養成講座、県立精神医療センターと共催した認知症勉強会や子供を対象とした事業等を開催してまいりました。引き続き、各施設をご利用いただいている方だけでなく、近隣にお住まいの方が、より身近な場所で専門的な情報収集できる環境整備に努めます。

エ 地域福祉保健のネットワークの構築について

地域の関連団体や関連機関との情報共有やネットワーク構築に対する考え方について記載してください。

- ・芹が谷連合町内会、永谷連合町内会、各委嘱委員等の定例会に毎月定期的に参加し、引き続き顔の見える関係作りを行います。関係を築く中で、ケアプラザが持っている情報等と地域のニーズの情報交換を行い、連携して支援できる体制構築を引き続き目指します。

- ・既存の「支えあいネットワーク」がより地域が主体的に開催できるよう、より多くの方に参画を促し、地域の未来を話し合える場所になるよう、区役所・区社協・ケアプラザで連携して支援します。また、より多くの地域の声を拾い、必要な取り組みや支援が具体化できるよう、学校や商店、保育園、福祉施設等に継続的に参加を促し、ネットワークの拡大と、参加者間の関係構築を目指します。

- ・福祉施設の地域貢献と、地域との関係構築を目的とした福祉施設連絡会を引き続き開催します。これまで、まちの給水所やレコードカフェ、eスポーツを用いたオレンジカフェ等、福祉施設が出来る事を地域貢献として形にしてきました。継続的に連絡会を開催する中で、地域ニーズへの対応だけでなく、福祉施設が困っていることを地域の課題として捉え、互いに支え合える関

係構築を目指します。

・地域のNPO団体「てとてと陽だまり」と連携して高齢者支援ではサービスBを含めて都度情報の共有を行い、支援の拡充を目指します。また、子育て支援では地域のあかちゃん教室がなくなったことでつながりの希薄化が進んでいくと地域住民から相談があり、「てとてと陽だまり」と共催で「あかちゃんひろば」を企画・運営し子育て世代のつながりづくりを展開してきました。引き続き連携して行っていきます。

・港南区全域で取り組みが行われている「見守り協力事業者」へ随時訪問・ヒアリングを行い、地域の見守りの輪の拡充を目指します。

オ 区行政との協働について

区運営方針、区の事業等を踏まえたうえで、区行政との連携について具体的な取組を記載してください。

・港南区区政運営方針『愛あふれるふるさと港南に』の基本目標に、地域と共に作成した『港南ひまわりプラン』を連携して進めていきます。

・区行政と連携し、『見守り協力事業者』を推進してまいりました。現在、ケアプラザ圏域で25件の事業者登録を頂き、ゆるやかな地域の見守りを依頼しています。今後も登録件数を増やし商店とのつながりを継続していきます。

・包括カンファレンス等を通じて当ケアプラザエリアの課題分析を区行政と共に行い、介護予防普及啓発講座や子育て支援事業等取り組んでいきます。

・包括カンファレンスを区の高齢担当だけでなく、障害担当や生活支援課等と情報共有を行う場として活用し、横断的に専門職が関われる環境整備に努めます。

・支援チーム会議を活用して、お互いが持っている情報を都度共有し、地域支援が進むよう連携していきます。

・生活支援課とのオンライン相談ができる環境を整え、区役所に来所しにくい方が相談しやすくなるよう周知していきます。

カ 地域福祉保健計画の区計画及び地区別計画の推進について

区地域福祉保健計画の区全体計画及び地区別計画の策定・推進の事務局及び地区別支援チームのメンバーとして参画し、住民、事業者、行政等と協働した地域の課題解決に向け、どのような体制でどのように取り組むか記載してください。

・これまで、区行政とは2期福祉保健計画の推進から、3期福祉保健計画の策定・推進、4期福祉保健計画の策定・推進を共に進めてまいりました。また、支援チームを基本として、定例で地域情報の課題共有や支援方針の共有、包括カンファレンスを通じた個別課題の対応と地域課題の見出しを進めてまいりました。引き続き区行政と連携し、これから策定を進めていく第5期地域福祉保健計画を中心とした地域支援をどう進めて行くか連携共有し、ケアプラザが出来る取り組みを自分事として進めます。

・地域住民が、第5期地域福祉保健計画が円滑に策定できるよう、行政、区社協・ケアプラザが、それぞれの強みを活かして支援できるよう、リーダーシップをとって取り組めるよう支援しま

す。

- ・ケアプラザ、区役所、区社協それぞれが持っている、強みを生かした地域支援を行い、支え合いネットワークや福祉施設連絡会等を活用して、地域の方々と地域課題を共有しながら一緒に必要な取り組みについて検討し、地域課題解決に取り組みます。
- ・区地域福祉保健計画が地域役員以外の住民にも浸透するよう、ケアプラザ事業参加者や学校福祉教育等で周知を行っていきます。

(2) 地域ケアプラザ運営事業（地域活動交流事業。以下「地域ケアプラザ運営事業」という。）

ア 自主企画事業について

高齢者・子ども・障害者等の分野それぞれの福祉保健活動の開発・実施及び自主活動化への取組について、具体的に記載してください。

- ・それぞれの事業特性やニーズに合わせて、参加者の「やりたい」思いを尊重し、自分達で出来るよう、具体的な目標・期間を設定し、事業の立ち上げから自主活動化へ支援します。
- ・5職種会議を定期的開催し、互いの情報共有を行い、新たなニーズ発掘、共有、新たな支援の開発に繋がります。
- ・毎年ケアプラザ祭りや利用者団体発表会、健康フェスタを開催し、地域の皆様にケアプラザの機能を知っていただくとともに、利用者との交流の機会を作る事を目指します。
- ・地域の各種イベントへ参加し、ケアプラザの機能や情報提供を行います。
- ・5職種で連携して、学校や地域等で出前講座を行い、福祉・保健に関する情報提供を行います。また、出前講座は利用者のニーズに合わせたオーダーメイドの講座を提案します。

【高齢者分野】

- ・高齢者事業に関しては、『せりかふえ』や『レコード喫茶』、『ドレミファクラブ』を開催し、高齢者同士の交流や引きこもり防止、健康、介護予防等に着眼した内容を、定期的に検討しながら引き続き展開をしていきます。
- ・『パワーリハビリ』機器を利用した『芹カアアップ教室』は、健康づくり・介護予防目的の事業です。教室開催後は、自主活動化が順調に出来ており、すでに6グループが活動しています。今後も年1~2回のペースで専門の健康運動指導士を招いて講座を開催し、高齢者が運動するきっかけづくりになるように開催していきます。

【子ども分野】

- ・当ケアプラザ開設後、未就学児を対象とした遊び場事業を行ってきました。継続的な関わりを作る事で、子育て中の負担感、孤立感等の声が保護者から上がっています。今後も保護者から悩みや、つぶやきを細かく拾い上げ、保護者に寄り添うとともにニーズに沿った事業展開を行います。
- ・使われなくなった洋服やおもちゃなどを地域の子どもたちにリユースする取り組み「リユース市」などを通じて、地域のつながりを深める活動を続けていきます。
- ・当施設を会場としてこども食堂を開催している「スナップえんどう」が運営継続できるよう適時、後方支援を行っていきます。
- ・NPO法人「とととと陽だまり」と連携して、「せりがやあかちゃん広場」を企画・運営しており

ます。地域の特性上、赤ちゃん教室がない地域の中で開催することにより、子育て世代のつながりづくりに貢献しているため、引き続き事業展開していきます。

・引き続き子育て支援団体の NPO 法人「てとてと陽だまり」や、子育て支援拠点「はっち」、区役所とも連携して、講座を企画し、子どもと保護者がケアプラザを気軽に利用できるように取り組んでいきます。

【障がい者分野】

・障がい者施設や県立精神医療センターと連携し、地域社会で障がいへの理解を深めるために、障がい理解啓発講座を実施します。さまざまな障がいについて知ること、障がい者に対する偏見や差別をなくし、障がいを持つ人が安心して暮らせる地域づくりを目指します。

イ 福祉保健活動団体等が活動する場の提供について

地域住民の福祉保健活動団体が活動する場の提供について、利用促進を図るための具体的な取組を記載してください。

・ケアプラザ利用者団体交流会や団体発表会を毎年開催し、福祉保健活動団体同士が横のつながりを深めていけるよう支援します。

・毎月 1 回広報誌を発行し、各種イベント情報と併せて、福祉・保健に関わる諸活動の情報提供を行います。また、町内会回覧だけでなく、区役所や区社協、永谷地区センターや、地域の商店、クリニック等に配架し、気軽に身近に情報が得られるように工夫し、ケアプラザを活動場所として使っていただけるよう、今後も周知活動を継続します。

・広報誌発行と併せて、ホームページや SNS を活用し、スムーズに情報が得られるようにします。

・ケアプラザが福祉・保健の活動の拠点となるよう、ケアプラザの情報提供を行い、ケアプラザの設置目的の理解を進めると共に、貸館状況を随時公開し、スムーズな利用に繋がります。

・団体の活動場所として、ケアプラザ館内だけでなく、地域のイベントや他福祉施設等の情報提供を行い、発表の場の提供や地域の方との交流、新規参加者の増加等に繋がるよう、支援します。

ウ ボランティア登録、育成及びコーディネートについて

ボランティア登録、育成及びコーディネートについて具体的に記載してください。

・ボランティアのやりたい気持を尊重し、継続的な活動が出来るよう、施設内だけでなく他施設を含め、場の確保に努めます。

・ボランティアの募集を図る際に、ホームページや毎月発行している広報誌にボランティア募集を記載し、広報を行っていきます。

・ボランティア活動や募集情報を共有スペースや各部屋に掲示し、見える化することで、自分に合ったボランティア活動が選べるよう、仕組みづくりを進めていきます。

・「よこはまシニアボランティアポイント登録研修会」を開催することで、地域支援の主力となる 65 歳以上の方々への育成、やりがい、生きがいづくりにつなげます。

・既にボランティア活動をしている方々が不安なくボランティアが行える様、ボランティアフォローアップ講座を行います。

・地域の担い手を育成するために、「福祉ネット」等の地域の既存ボランティア団体とケアプラザや他施設で行っている個人ボランティア同士でボランティア交流会を開催します。

エ 福祉保健活動等に関する情報収集及び情報提供について

地域における福祉保健活動団体や人材等の情報収集及び情報提供について具体的に記載してください。

・ケアプラザ内で既に活動している団体に加入したい方へのツールとして、既存団体の活動日時等が記載されたリストを作成し、活用します。

・毎月発行する広報誌の中で、各種団体の紹介を通じて情報提供を行います。また、発表の機会として地域のお祭りや行事等と連携して機会作りをします。

・日ごろの地域の活動の場に参加することで地域の方との関係づくりを行いそこで得た情報を活かして新たな担い手の発掘、ニーズ把握、活動場所の新規開拓につなげます。

・行政・区社協と連携し、新たな活動情報の収集、人材確保のためのPRを行い、地域の中で活動できる場作り、人材育成を行います。

(3) 生活支援体制整備事業

ア 高齢者の生活上のニーズ把握・分析について

担当地域における高齢者の生活上のニーズを把握・分析する方法について、具体的に記載してください。

・地域包括支援センターで受ける相談ケースについて、どのような問題やニーズがあるのかを一つひとつ丁寧に把握し、必要な支援や対応策を検討します。その上で、個々のニーズを把握し、地域課題を抽出します。また、貸し館利用者とも積極的にコミュニケーションを図り、住民の声を直接聞くことで、地域の現状を把握するよう努めます。

・地域の定例会や体操教室、食事会等に積極的に参加し、参加者だけでなく運営メンバーの声にも耳を傾け、地域課題の把握・現状認識を進めます。

・定期的にアセスメントシートの見直しを5職種で連携して行い、地域課題の把握、共有を定期的に行います。

・5職種で把握した地域課題を地域支援チーム及び包括カンファレンスで共有し、区役所・区社協の視点を取り入れ、より地域課題を具体化し、支援方針を策定します。

イ 多様な主体による活動・サービス及び社会資源の把握・分析について

民間企業やNPO法人等、多様な主体による社会資源を把握・分析する方法について、具体的な取組を記載してください。

・福祉施設連絡会、地域支え合いネットワークを通じて、エリア内の商店や福祉施設と顔の見える関係構築を進めています。その中で、地域資源として活用できる取り組みや施設、団体等をまとめ、地域と共有し、アセスメントシートの情報と結び付け、必要な取り組みの検討を行います。

・市域で行っている研修や民間で行っている研修等に積極的に参加し、区内区外に関わらず、幅広く情報収集できるよう努めます。

ウ 目指すべき地域像の共有と実現に向けた取組（協議体）について

目指すべき地域像を地域住民等と共有し、地域の活動・サービスを創出・継続・発展させるための取組（協議体）について、具体的に記載してください。

- ・地域の特性上、戸塚区と隣接した区境の地域であるため、生活圏の中でも様々な区民が生活しています。引き続き、平戸地域ケアプラザと連携して高齢者の見守りに関する協議体を立ち上げ、高齢になっても安心して暮らせる地域を目指していきます。
- ・毎年初めに、連合自治会町内会、地区社会福祉協議会と話し合いの場を持ち、地域福祉保健計画を基に、推進状況の振り返りと、地域の将来像実現に向けた取り組みを話し合います。また、定期的に行われている体操教室や茶話会等の参加者へのヒアリングを通じて、地域の声を聞き、目指すべき地域像について地域と共有を行います。5職種間で共有し、個々の専門性を活かした支援方針を立案します。
- ・地域の活動は多岐に渡り、新たな話し合いの場を構築することは負担感につながる可能性もあります。そこで、これまでも行ってきた地域支え合いネットワークや福祉施設連絡会、各連合町内会定例会、民生委員主任児童委員定例会等の話し合いの場を活用して、様々な議題を提案し、地域の方が具体的な話ができるよう支援します。

エ 高齢者の生活ニーズと社会資源のマッチングの支援の取組

高齢者の生活上のニーズと多様な主体による社会資源のマッチングの支援について、具体的に記載してください。

- ・既存の地域活動（福祉ネットワークや連合役員活動等）をさらに進めて行くには、負担感と限界があります。そこで、これまで地域に関わりの薄かった企業や福祉施設、地域で働く人たちも含め社会資源・担い手としてはたらきかけ、既存サービスの安定継続と新たなサービス創出の検討を行います。
- ・個人商店が比較的多い芹が谷エリアは、商店との繋がりが強く、顔なじみの関係が構築されているメリットがあります。区行政と連携して行っている『見守り協力事業者』の更なる登録店の拡充と、包括支援センターと連携した、見守り体制の強化を引き続き行っていきます。また、定期的な訪問とヒアリングを行い、協力事業者が負担感や不安を抱えることなく、見守り出来るようフォローアップを行うと同時に、区行政と連携して更に充実したサービスになるよう協議していきます。
- ・地域での活動は様々あり、地域住民も把握するのが困難だと考えられます。「ヨコハマ地域活動サービス検索ナビ」の周知を行い、情報の欲しい方が主体的に情報を得られる環境を整備します。
- ・一人暮らし高齢者や日中独居の方が今後増加していき、食事の提供のニーズが高まってくると考えられます。引き続き『てとてと陽だまり』が行っている配食サービスを必要な方に提供できるよう、案内をしていきます。

(4) 地域包括支援センター運営事業

ア 総合相談支援事業について

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である総合相談支援事業をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

- ・ 芹が谷地域における地域包括ケアシステムの構築に向けて、地域のワンストップサービスの相談窓口として、本人やご家族に対して介護保険にとどまらず、地域課題や生活課題に関する困りごとにも、保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャーがそれぞれの専門性を活かして、包括的に対応していきます。
- ・ 一人暮らし高齢者や老々介護や認知介護の状態にある高齢世帯だけでなく、8050 問題、家族に精神疾患の既往があるケースなど自ら支援を求めることの難しいケースに対しての早期発見・早期対応につながるよう地域住民・地域組織、病院などの医療機関との連携やネットワークの強化を図っていきます。
- ・ 高齢者のみならず、障がい者、子育て世帯、地域住民など、さまざまな課題を持つ人の相談に対応するため、職員一人ひとりが柔軟で適切な支援を提供できる力を維持し、さらに強化していきます。
- ・ 包括カンファレンスを区の高齢担当だけでなく、障害担当や生活支援課等と情報共有を行う場として活用し、横断的に専門職が関われる関係性を維持していきます。

イ 認知症支援事業について

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である認知症支援事業をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

- ・ 芹が谷地域の高齢化率が 30 パーセントを超え、認知症の方も増加傾向にあります。認知症になっても、施設ではなく芹が谷の地域で住みたいと希望する方が多いです。
- ・ 住み慣れた地域で安心して住み続けるために、認知症の理解と啓発を行い、子供から大人までを対象に認知症サポーター養成講座を開催します。
- ・ 事業所や町内会、老人会からの依頼から認知症サポーター養成講座を行う機会も増えているため、定期的な地域の方向けの認知症サポーター養成講座を継続していきます。
- ・ 認知症の方が地域で住み続けられるように県立精神医療センター等の地域の医療機関や法人内の人材と連携を取り、認知症と介護の講座を開催します。
- ・ チームオレンジ事業開始に伴い、認知症のケースやニーズの抽出に向けてさらなる精査を行います。

ウ 権利擁護事業について

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である権利擁護事業をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

- ・ 芹が谷地域の虐待ケースの特徴として、高齢者の親と未就労の子供や精神疾患等の課題を抱えた子供が同居するケースが多く、高齢者虐待を早期に発見し、問題の深刻化を防ぐために、近隣住民や民生委員や自治会などに高齢者虐待に対する認識を深めてもらうため、講座等の啓発活動

を行います。

- ・高齢者虐待対応について、リスクアセスメントシートなどを活用し、区の担当とケアマネジャーと連携して、迅速に行います。
- ・地域性として高齢者虐待では本人や家族に精神疾患がみられ、介入が難しいケースに対して、区の高齢担当だけでなく障害担当や生活支援センター、基幹支援センター等の機関と日頃から情報共有を行い、連携していきます。
- ・近隣の障がい者施設や病院、行政と連携し、障がい者が安心して暮らせる社会を実現するため、障がい者に対する偏見や差別をなくすこと、さらに地域社会での障がい者への理解を深めるために啓発講座を実施します。
- ・介護状態になっても自分らしく過ごせるよう、エンディングノート講座を開催し、家族への想いを伝えられることや終活の大切さ、意思表示の機会を提供します。
- ・身寄りのない高齢者や認知症の方が増加しており、権利侵害を防ぐために成年後見制度が必要なケースがあります。成年後見制度を広く知ってもらうために、弁護士、司法書士、行政書士と連携し、普及啓発講座を開催します。
- ・成年後見制度の申し立てが必要な方に伴走支援を行い、本人の状況によって適切な職種に繋げ、後見人が受任するまで支援していきます。また、後見人に対して地域資源等の情報提供を行い、本人と地域の関りが切れないようにします。
- ・地域の町内会や消費生活委員、横浜市消費者生活総合センターと連携しながら消費者被害の防止活動を行います。
- ・スクールソーシャルワーカーや生活支援センターなどの機関と連携し、ヤングケアラーやダブルケアの孤立を防ぐために、地域や専門職が気づけるよう啓発講座を開催します。

エ 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業等

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である包括的・継続的ケアマネジメント支援事業等をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

【包括的・継続的ケアマネジメント支援事業】

- ・他事業所の居宅介護支援事業所等に対して丁寧な対応を心掛け、地域ケア会議や事例検討会で情報共有と信頼関係を築き、安心して相談しやすい場を提供します。
- ・地域ケア会議や民生委員との連絡会、ケアプラザ協力医の講演会などを通じて、ケアマネジャーと地域住民や関係機関とのつながりを作り、地域課題の把握や支援体制の構築、ケアマネジャーの支援力向上へのアプローチを進めていきます。
- ・虐待リスクの高いケースや家族に精神疾患がみられるケースなどケアマネジャー単独では対応が難しいもの、緊急対応が必要なものについて、港南区役所や横浜市港南区生活支援センターなどの機関と連携し、ケアマネジャーが活動しやすい環境を作っていきます。
- ・新任ケアマネジャーを対象とした、スキルアップのための研修や実習を港南区内の他のケアプラザと合同で行うことで、エリア内だけでなく、港南区全体のケアマネジャーのボトムアップにつなげていきます。

【在宅医療・介護連携推進事業】

- ・在宅医療連携拠点である港南区在宅医療相談室と連携して地域ケア会議を開催することで、芹が谷地域における課題を共有し、医療機関の少ない地域の中で医療にかかることの難しいケースに対しても支援できるよう協力体制を構築していきます。
- ・芹が谷地域で開業している医師や訪問診療医と連携し、講演会や事例検討を実施することで医療ニーズの高いケースに対しても、本人が望む生活に向けたケアマネジメントが実践できるよう進めていきます。
- ・港南区医師会、港南区歯科医師会、港南区薬剤師会と共同で開催する「医福ネット港南」と連携し、医師・歯科医師・薬剤師などの医療従事者とケアマネジャーなどの介護従事者との連携強化につながるよう講演会などの事業を実施していきます。

オ 地域ケア会議について

地域包括ケアシステムの実現のために、地域ケア会議を活用してどのように取り組んでいくか、具体的に記載してください。

- ・地域ケア会議では、町内会・自治会役員や民生委員、地区社会福祉協議会などの地域支援者、医療関係者、士業、ケアマネジャー、福祉サービス事業者、区役所や区社会福祉協議会など、幅広い職種の関係者が集まり、意見を出し合います。これにより、地域包括支援ネットワークの構築と地域の課題抽出を図り、地域住民一人一人が安心して生活を続けられる社会との繋がりを中心に、課題解決に向けた話し合いを進めていきます。
- ・個別の事例をもとにした地域ケア会議として、昭和40年代を中心に開発された大規模戸建て住宅と、昭和60年代～平成初期を中心に建設された大規模マンション群という異なる特徴や環境を併せ持つ芹が谷地区の課題に対して、自助や互助の仕組みづくりや、当事者や支援者によるネットワークの構築をすすめ、また、ケアマネジャーの自立支援に資するケアマネジメントの実践力を高めていきます。
- ・個別事例の課題分析を平戸地域ケアプラザ共催の地域ケア会議を積み重ねることで、区界にある地域に共通した課題を明確とし、課題やニーズに対して既存の福祉サービスや地域資源の活用、新たな資源の開発やネットワークづくりを構築します。また高齢者の中で75歳以上の後期高齢者の方が高齢者の6割を占めている状況でも、自分らしく暮らし続けていくことのできる地域包括ケアシステムの実現に向けて進めていきます。

カ 指定介護予防支援事業・第1号介護予防支援事業（介護予防ケアマネジメント）について

事業実施に係る人員の確保・育成、業務委託先である指定居宅介護支援事業者の選定方法及び具体的な支援内容の計画について記載してください。

- ・包括3職種のほかに、介護予防プランナーを配置することで、指定介護予防支援事業を実施していくために必要な人員を確保します。
- ・介護予防ケアプランの作成において、自助や互助の力を意識し、ICF（国際生活機能分類）などをもとに主体性・意欲を引き出すプラン作りができるように育成していきます。
- ・ケアマネジャーや包括支援センター職員が、要支援者の自立に向け、介護保険の利用開始時よ

りサービスからの卒業を視野においた支援ができるようすすめていきます。

- ・介護予防契約時に本人やケアマネジャーに対して生活支援コーディネーターや地域活動交流コーディネーターと連携し、地域のインフォーマルサービスなどの地域資源をケアプランの中に活用できるよう情報を伝えていきます。

- ・業務委託を行なっている指定居宅介護支援事業者に対しても同様の視点でプランをつくることのできるよう支援をすすめていきます。

- ・業務委託は公平・中立の立場、そして要支援者に不利益を与えないという視点から、ホームページや情報サービスかながわによる事業所一覧表を活用し、要支援者やその家族が自主的に選定できるようにしていきます。

キ 一般介護予防事業（介護予防普及強化業務）について

市や区の方針に沿って、介護予防に関する普及啓発や地域活動支援等の介護予防事業をどのように展開していくか具体的に記載してください。

- ・介護予防普及啓発事業『輝く明日を目指して』という1コース4回の講座を継続して実施します。運動講師によるロコモティブシンドローム予防に関する講義だけでなく、自宅でも可能なストレッチをはじめとしたトレーニングを行い、住民が継続して運動できるように支援します。また、歯科衛生士からオーラルフレイルや口腔体操等の口腔機能向上に関する知識、管理栄養士から低栄養のリスクや栄養改善のポイント等を講義形式で周知します。

- ・地域介護予防活動支援事業の一環として、元気づくりステーションとして自主的に活動を行っている『せりがや虹の会』や地域で行われている体操教室の後方支援を行います。住民主体の通いの場の維持と、ボランティアの担い手となる人材の継続的な発掘・育成を目指していきます。

- ・ケアプラザに設置しているパワーリハビリの機械を使用して『芹ケアアップ』教室を開催します。介護予防に資するグループの立ち上げ支援や、すでに自主的に活動しているグループの活性化に向けた支援を行います。

- ・芹が谷地域ケアプラザは区境に位置しているため、戸塚区のケアプラザと連携し、区をまたいだ介護予防普及啓発事業を実施しました。今後も引き続き連携を強化し、開催について検討していきます。

ク 多職種協働による地域包括支援センターネットワークの構築について

包括的支援事業を効果的に実施するために、介護サービスに限らず、地域の保健・福祉・医療サービスやボランティア活動、インフォーマルサービス等の社会資源が有機的に連携できるためのネットワークづくりをどのように行っていくかを記載してください。

- ・ケアマネジャーと民生委員の顔合わせ会を行い、顔の見える関係からお互いの役割や支援内容を理解し、協力体制が強化され、利用者が地域で孤立しないようにします。

- ・生活支援コーディネーターや地域活動交流コーディネーターと協働で、芹が谷地域ですで行われている体操教室やサロンなどの社会資源を把握し、地域の強みとして活かしていきます。

- ・高齢者だけでなく、子育て支援や障がい者への支援を行っている施設が参加する福祉施設連絡会を継続して開催し、施設間でのつながりや縦の年代層によるネットワーク作りを進めていきま

す。

- ・港南区医師会、港南区歯科医師会、港南区薬剤師会、在宅医療相談室との連携体制を構築し、ケアマネジャーや訪問介護、訪問看護など支援体制における多職種間連携への取り組みを進めていきます。

- ・生活支援コーディネーターとの連携で、商店などの民間企業による緩やかな見守りの仕組みや、地域にあるインフォーマルサービスとの連携により、まだ元気なうちから、将来に向けた取り組みが始められるように、社会資源の活用や必要なサービス開発の支援を行っていきます。

(5) 居宅介護支援事業

公の施設における事業提供であることを踏まえ、居宅介護支援事業について、指定介護予防支援事業者との連携体制も踏まえて記載してください。

- ・指定介護予防支援事業者と連携を随時図っており、今後も虐待やガン末期で看取るケース等迅速な動きが必要なケースや、関係性をつくるのが難しいケースなどの積極的な支援を行っていきます。

- ・区役所や区社会福祉協議会、地域の支援者やインフォーマルサービスなどの関係機関と連携して、ケアプランの中に活用できるように進めていきます。

- ・質の高いケアマネジメントを行う事業所として、「特定事業所加算(Ⅱ)」を取得しており、芹が谷圏域にある介護支援専門員の支援を行います。支援の方法として、定期的に他法人との事例検討会を開催し、事業所間の交流、連携を深める場とすることで、特に地域で介護支援専門員1人の事業者に対しては、地域の中で孤立しないように連携をいたします。

- ・認知症や精神疾患などで担当者が変わることにリスクのあるケースや、本人だけでなく家族そのものに対する支援が必要なケースなどの困難事例については、指定介護予防支援事業者から積極的に要支援認定の方を委託事業者として受諾し、ケアプラン作成を実施していきます。

(6) 通所介護等通所系サービス事業 (該当施設：東永谷地域ケアプラザ、下永谷地域ケアプラザ、野庭地域ケアプラザ、日下地域ケアプラザ、港南中央地域ケアプラザ)

プログラム及び運営方針について、具体的に記載してください。

<記載場所>

6 収支計画及び指定管理料

(1) 指定管理料の額及び施設の課題等に応じた費用配分について

収支計画、利用者サービスのための経費に対する考え方について、施設の特性を踏まえて記載してください。

- ・毎年、指定管理料の額を必要な経費項目ごとに振り分け、各事業責任者と共に収支計画を立てて施行します。
- ・事業の予算を組み立てる時は、費用が明確なものは利用者に自己負担していただき、明確になりにくい費用に関しては、利用者サービスのために指定管理料の中から経費として事業費・事務費として支出します。
- ・予算の作成、月次決算、年度決算に職員参加を促進し、経営意識を持たせます。

具体的には、定例の職員会議において月次の収支状況を共有し、職員全員がコスト意識を持ち経費削減や資源の有効活用に取り組み、合理的かつ効率的な施設運営を図る中で、地域住民に対し最良の福祉サービスを提供することを心掛けます。

(2) 利用料金の収支の活用及び運営費の効率性について

利用料金の収支の活用や運営費等を低額に抑える工夫について記載してください。

- ・利用者との負担区分を明確にし、運営にかかる費用を積算し、適正な利用料金を設定します。運営費についてはPDCAを行い、費用削減を念頭に効率的な執行に努めます。
- ・事務消耗品などまとめて購入することで低額に抑えていきます。
- ・水道光熱費を毎月のグラフにすることで、各々の職員が節約の意識を持つように注意喚起を行なっていきます。
- ・金額にかかわらず相見積もりを取るなど適正な購入価格を検討することや、水道光熱費や車と複合機リース料などの見直しを、定期的に行なうことで低額に抑える工夫を行っていきます。

指定管理料提案書
(横浜市芹が谷地域ケアプラザ)

1 指定管理料提案書

(1) 地域ケアプラザ運営事業

項目	積算根拠	団体本部 経費 の含有	金額					
			令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	
人件費	賃金水準 スライド対象	【内訳】 賃金水準スライド対象人件費 ・地域ケアプラザ所長 ・地域活動交流Co ・サブCo等	<input type="checkbox"/>	10,385,089円	10,460,004円	10,540,701円	10,599,076円	10,677,101円
	賃金水準 スライド対象外	【内訳】 賃金水準スライド対象外人件費 ・地域ケアプラザ所長 ・地域活動交流Co ・サブCo等	<input type="checkbox"/>	800,616円	800,616円	800,616円	800,616円	800,616円
事業費	自主事業開催・ボランティア交 流・町内会との交流・各種団体交 流	<input type="checkbox"/>	1,842,295円	1,842,295円	1,842,295円	1,842,295円	1,842,295円	
事務費	(月平均 286千円×12ヶ月)	<input type="checkbox"/>	3,576,000円	3,501,085円	3,420,388円	3,362,013円	3,283,988円	
管理費	・管理費 ・施設維持管理費 (各種保守点検費)	<input type="checkbox"/>	5,500,000円	5,500,000円	5,500,000円	5,500,000円	5,500,000円	
小破修繕費	・小破修繕費 474,000円	/	474,000円	474,000円	474,000円	474,000円	474,000円	
利用料金の活用	<介護保険収入等を充当する場 合は記載してください。>	/	0円	0円	0円	0円	0円	
合計				22,578,000円	22,578,000円	22,578,000円	22,578,000円	22,578,000円
うち団体本部経費				0円	0円	0円	0円	0円

※1:(地域ケアプラザ所長基礎単価×配置予定人数(0.1875人工))+(地域ケアプラザ運営事業に係る正規雇用職員等基礎単価×配置予定人数)+(地域
ケアプラザ運営事業に係る臨時雇用職員等基礎単価×配置予定人数)

(2) 地域包括支援センター運営事業

項目	積算根拠	団体本部 経費 の含有	金額					
			令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	
人 件 費	賃金水準 スライド対象	【内訳】 賃金水準スライド対象人件費 ・地域ケアプラザ所長 ・地域包括支援センター職員等	<input type="checkbox"/>	24,196,635円	24,395,260円	24,615,736円	24,773,790円	24,981,744円
	賃金水準 スライド対象外	【内訳】 賃金水準スライド対象外人件費 ・地域ケアプラザ所長 ・地域包括支援センター職員等	<input type="checkbox"/>	3,565,128円	3,565,128円	3,565,128円	3,565,128円	3,565,128円
事業費	相談調整・各種講座		<input type="checkbox"/>	386,000円	386,000円	386,000円	386,000円	386,000円
事務費	(月 179千円×12ヶ月)		<input type="checkbox"/>	2,148,000円	2,148,000円	2,148,000円	2,148,000円	2,148,000円
管理費	・管理費 ・施設維持管理費 (各種保守点検費)		<input type="checkbox"/>	1,900,000円	1,900,000円	1,900,000円	1,900,000円	1,900,000円
小破修繕費	・小破修繕費 126,000円			126,000円	126,000円	126,000円	126,000円	126,000円
協力医	・協力医 630,000円			630,000円	630,000円	630,000円	630,000円	630,000円
利用料金の活用	<介護保険収入等を充当する場合は記載してください。>			-5,954,763円	-6,153,388円	-6,373,864円	-6,531,918円	-6,739,872円
合計				26,997,000円	26,997,000円	26,997,000円	26,997,000円	26,997,000円
うち団体本部経費				0円	0円	0円	0円	0円

※2:(地域ケアプラザ所長基礎単価×配置予定人数(0.5625人工))+(地域包括支援センター運営事業に係る正規雇用職員等基礎単価×配置予定人数)
+(地域包括支援センター運営事業に係る臨時雇用職員等基礎単価×配置予定人数)

(3) 生活支援体制整備事業

項目	積算根拠	団体本部 経費 の含有	金額					
			令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	
人件費	賃金水準 スライド対象	【内訳】 賃金水準スライド対象外 ・生活支援Co	個人の給与が推測される可能性があるため、 非公表とします。 (人件費のみ非公表としても、合計額から逆算できるため、 事業費・事務費も非公表とします)					
	賃金水準 スライド対象外	【内訳】 賃金水準スライド対象外 ・生活支援Co						
事業費	地域の住民のニーズに合わせた 福祉サービス・地域における新しい 福祉ネットワーク構築・地域に おいての支援の取り組み							
事務費	(月平均 24千円×12ヶ月)							
利用料金の活用	<介護保険収入等を充当する場 合は記載してください。>			0円	0円	0円	0円	0円
合計			6,185,000円	6,185,000円	6,185,000円	6,185,000円	6,185,000円	
うち団体本部経費			0円	0円	0円	0円	0円	

※3:生活支援体制整備事業に係る生活支援コーディネーター基礎単価×配置予定人数

(4) 一般介護予防事業

項目	積算根拠	団体本部 経費 の含有	金額				
			令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
事業費	介護予防普及強化業務		154,000円	154,000円	154,000円	154,000円	154,000円
合計			154,000円	154,000円	154,000円	154,000円	154,000円
うち団体本部経費			0円	0円	0円	0円	0円

収支予算書
(横浜市芹が谷地域ケアプラザ)

項目		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	
収入	横浜市 支払 想定額	地域ケアプラザ 運営事業	22,578,000円	22,578,000円	22,578,000円	22,578,000円	22,578,000円
		地域包括支援 センター運営事業	26,997,000円	26,997,000円	26,997,000円	26,997,000円	26,997,000円
		生活支援 体制整備事業	6,185,000円	6,185,000円	6,185,000円	6,185,000円	6,185,000円
		一般介護予防 事業	154,000円	154,000円	154,000円	154,000円	154,000円
			55,914,000円	55,914,000円	55,914,000円	55,914,000円	55,914,000円
	介護保険 事業収入	介護予防支援事業 ・第1号介護予防支 援事業	12,680,700円	12,680,700円	12,680,700円	12,680,700円	12,680,700円
		居宅介護支援事業	33,546,960円	33,546,960円	33,546,960円	33,546,960円	33,546,960円
			46,227,660円	46,227,660円	46,227,660円	46,227,660円	46,227,660円
		その他収入	423,225円	423,225円	423,225円	423,225円	423,225円
			102,564,885円	102,564,885円	102,564,885円	102,564,885円	102,564,885円
支出	内訳	人件費	76,915,520円	77,406,899円	77,967,699円	78,396,052円	78,890,035円
		事業費	2,582,828円	2,559,248円	2,536,791円	2,513,210円	2,490,753円
		事務費	8,246,789円	7,770,014円	7,255,210円	6,852,187円	6,382,325円
		管理費	7,400,000円	7,400,000円	7,400,000円	7,400,000円	7,400,000円
		その他	6,645,082円	6,645,082円	6,645,082円	6,645,082円	6,645,082円
			101,790,219円	101,781,243円	101,804,782円	101,806,531円	101,808,195円
	うち団体本部経費	0円	0円	0円	0円	0円	
収支		774,666円	783,642円	760,103円	758,354円	756,690円	

賃金水準スライドの対象となる人件費に関する提案書 (横浜市芹が谷地域ケアプラザ)

1 地域ケアプラザ運営事業における基礎単価及び配置予定人数

(1) 地域ケアプラザ所長

		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
正規 雇用 職員等	基礎単価	個人の給与が推測される可能性があるため、非公表とします。				
	配置予定人数	0.1875人	0.1875人	0.1875人	0.1875人	0.1875人

(2) 地域ケアプラザ所長以外

		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	
正規 雇用 職員等	基礎単価	個人の給与が推測される可能性があるため、非公表とします。					
	配置予定人数	3.0000人	3.0000人	3.0000人	3.0000人	3.0000人	
臨時 雇用 職員等	①	基礎単価	個人の給与が推測される可能性があるため、非公表とします。				
		配置予定人数	4.0000人	4.0000人	4.0000人	4.0000人	4.0000人
	②	基礎単価					
		配置予定人数					
	③	基礎単価					
		配置予定人数					

2 地域包括支援センター運営事業における基礎単価及び配置予定人数

(1) 地域ケアプラザ所長

		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
正規 雇用 職員等	基礎単価	個人の給与が推測される可能性があるため、非公表とします。				
	配置予定人数	0.5625人	0.5625人	0.5625人	0.5625人	0.5625人

(2) 地域ケアプラザ所長以外

		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	
正規 雇用 職員等	基礎単価	個人の給与が推測される可能性があるため、非公表とします。					
	配置予定人数	5.0000人	5.0000人	5.0000人	5.0000人	5.0000人	
臨時 雇用 職員等	①	基礎単価					
		配置予定人数					
	②	基礎単価					
		配置予定人数					
	③	基礎単価					
		配置予定人数					

3 生活支援体制整備事業における基礎単価及び配置予定人数

		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
正規 雇用 職員等	基礎単価	個人の給与が推測される可能性があるため、非公表とします。				
	配置予定人数	1.0000人	1.0000人	1.0000人	1.0000人	1.0000人

4 人員配置の理由

提案する職員の人員配置について、次の欄に理由を記入してください。

団体の概要

(令和 7年 1月 14日現在)

(ふりがな) 団体名	(しゃかいふくしほうじん しんぜんふくしきょうかい) 社会福祉法人 親善福祉協会			
共同事業体又は中小企業等協同組合として応募している場合には、その名称を記入してください。				
(ふりがな) 名称	()			
所在地	〒245-0006 神奈川県横浜市泉区西が岡 1 丁目 28 番地 1 ※法人の場合は登記簿上の本店所在地を、任意団体の場合は代表者の住所をご記入ください。 (市税納付状況調査 (様式 6 同意書による) に使用します)			
設立年月日	昭和 21 年 7 月 3 日			
沿革	次頁のとおり			
事業内容等	次頁のとおり			
財務状況 ※直近 3 か年 の事業年度分	年度	令和 5 年度	令和 4 年度	令和 3 年度
	総収入	12,860,651,868	12,674,320,387	13,019,766,872
	総支出	12,763,023,553	12,480,503,433	12,182,161,633
	当期収支差額	97,628,315	193,816,954	837,605,239
	次期繰越収支差額	19,988,784,163	19,921,155,848	19,757,338,894
連絡担当者	個人情報のため、非公表とします。			
特記事項				

沿革

- 1863年（文久3年） 「YOKOHAMA PUBRIC HOSPITAL」を横浜市中区山手町に設立
- 1867年（慶応3年） 「THE YOKOHAMA GENERAL HOSPITAL」に改組
- 1942年（昭和17年） GENERAL HOSPITALは敵産管理法施行令第3条第4項に基づき、大蔵大臣より敵産に指定
- 1943年（昭和18年） GENERAL HOSPITAL 病院委員会は改組に関する日本帝国政府の計画に原則同意
財団法人 横浜一般病院として厚生大臣宛て設立申請書を提出
- 1944年（昭和19年） 「財団法人 横浜一般病院」設立認可
- 1946年（昭和21年） 「財団法人 国際親善病院」として寄付行為の変更、厚生省の許可を得て設立
- 1952年（昭和27年） 「社会福祉法人国際親善病院」に組織変更認可
- 1967年（昭和42年） 「社会福祉法人国際親善総合病院」に名称変更
- 1990年（平成2年） 横浜市中区より泉区西が岡に移転
「社会福祉法人親善福祉協会」に名称変更（病院名称は「国際親善総合病院を継続」）
- 特別養護老人ホーム「恒春ノ郷」を開設
- 2010年（平成22年） 特別養護老人ホーム「恒春の丘」開設
介護老人保健施設「リハパーク舞岡」開設
- 2012年（平成24年） 横浜市芹が谷地域ケアプラザの指定管理を横浜市より受託
- 2013年（平成25年） 「しんぜん訪問センター」開設
- 2017年（平成29年） 「しんぜんクリニック」開設

事業内容

第一種社会福祉事業

- （1）特別養護老人ホームの経営

第二種社会福祉事業

- （1）生計困難者のために、無料または低額な料金で診療を行う事業の経営
- （2）老人デイサービス事業の経営
- （3）老人短期入所事業の経営
- （4）生計困難者に対して、無料または低額な費用で介護保険法に規定する介護老人保健施設を利用させる事業の経営
- （5）老人居宅介護等事業の経営
- （6）病児保育事業の経営
- （7）障害福祉サービス事業の経営

公益事業

- （1）居宅介護支援事業
- （2）通所リハビリテーション事業
- （3）短期入所療養介護事業
- （4）地域ケアプラザにおける地域活動・交流の事業
- （5）地域包括支援センター事業
- （6）訪問看護事業
- （7）喀痰吸引等研修事業
- （8）診療所事業
- （9）訪問リハビリテーション事業

収益事業

- （1）不動産貸付業
- （2）売電事業
- （3）駐車場等事業